

## 返戻金制度について

採用決定者が本採用後 1 か月以内に、自己都合または乙の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領した人材紹介料金の全額を甲に返還するものとする。1 ヶ月以上 3 か月以内の場合には人材紹介料の半金を返還するものとする。3 カ月以上 6 ヶ月以内の場合には 30%を甲に返還するものとする。支援委託料の返還については、離職した日付けより起算し、発生した全額または半額を返還するものとする。

但し、対象人材の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。